

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章及び第二章（現行のとおり）</p> <p>第三章 図書類等の販売等の規制（第七条 第十八条の二）</p> <p>第三章の二から第六章まで（現行のとおり）</p> <p>付則</p> <p>第一条から第六条まで（現行のとおり）</p> <p>第三章 図書類等の販売等の規制（第七条から第七条の三まで）（現行のとおり）</p> <p>（図書類等の指定）</p> <p>第八条（現行のとおり）</p> <p>第九条及び第九条の二（現行のとおり）</p> <p>（表示図書類に関する勧告等）</p> <p>第九条の三（現行のとおり）</p> <p>2 知事は、図書類発行者であつて、その発行する図書類が第八条第一項第一号又は第二号の規定による指定（以下この条において「<u>図書類の指定</u>」という。）を受けた日から起算して過去一年間にこの項の規定による勧告を受けていない場合にあつては当該過去一年間に、過去一年間にこの項の規定による勧告を受けている場合にあつては当該勧告を受けた日（当該勧告を受けた日が二以上あるときは、最後に当該勧告を受けた日）の翌日までの間に、<u>図書類の指定</u>を六回受けたもの又はその属する自主規制団体に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>3 知事は、前項の勧告を受けた図書類発行者の発行する図書類が、同項の勧告を行った日の翌日から起算して六月以内に<u>図書類の指定</u>を受けた場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>4及び5（現行のとおり）</p> <p>第九条の四から第三十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章及び第二章（略）</p> <p>第三章 不健全な図書類等の販売等の規制（第七条 第十八条の二）</p> <p>第三章の二から第六章まで（略）</p> <p>付則</p> <p>第一条から第六条まで（略）</p> <p>第三章 不健全な図書類等の販売等の規制（第七条から第七条の三まで）（略）</p> <p>（不健全な図書類等の指定）</p> <p>第八条（略）</p> <p>第九条及び第九条の二（略）</p> <p>（表示図書類に関する勧告等）</p> <p>第九条の三（略）</p> <p>2 知事は、図書類発行者であつて、その発行する図書類が第八条第一項第一号又は第二号の規定による指定（以下この条において「<u>不健全指定</u>」という。）を受けた日から起算して過去一年間にこの項の規定による勧告を受けていない場合にあつては当該過去一年間に、過去一年間にこの項の規定による勧告を受けている場合にあつては当該勧告を受けた日（当該勧告を受けた日が二以上あるときは、最後に当該勧告を受けた日）の翌日までの間に、<u>不健全指定</u>を六回受けたもの又はその属する自主規制団体に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>3 知事は、前項の勧告を受けた図書類発行者の発行する図書類が、同項の勧告を行った日の翌日から起算して六月以内に<u>不健全指定</u>を受けた場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>4及び5（略）</p> <p>第九条の四から第三十一条まで（略）</p>